

令和元年度 離島3火山（薩摩硫黃島・口永良部島・諏訪之瀬島） 火山噴火緊急減災対策（ソフト対策検討）業務委託 特記仕様書（案）

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県砂防課が実施する「令和元年度 離島3火山（薩摩硫黃島・口永良部島・諏訪之瀬島）火山噴火緊急減災対策（ソフト対策検討）業務委託」に適用する。

第2条 適用仕様書

本業務の遂行にあたっては、この特記仕様書及び鹿児島県土木部制定「設計業務等共通仕様書」（平成23年4月改訂）、「鹿児島県公共測量作業規程」（平成20年10月改訂）、「砂防事業設計積算基準」（平成29年10月改訂）、「国土交通省策定の「国土交通省河川砂防技術基準 調査編」（平成26年4月改訂）、「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」、「火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き（案）」、その他関係する指針・示方書によらなければならない。また、参考文献等使用の場合は、その出典を成果品に明記すること。

第3条 契約保証金

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額100万円以上のものについては、当該契約金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。

なお、部分払いは行わないものとする。

第4条 履行期限

本業務の履行期限は、令和2年3月19日（木）までとする。

第5条 調査員

本業務については、総括調査員、調査員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

第6条 管理技術者

- (1) 受注者は、設計業務等共通仕様書第1107条に基づき「管理技術者」を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者を変更するときも、同様とする。
- (2) 設計業務等共通仕様書第1107条第3項でいう同等の能力と経験を有する技術者とは、共通仕様書第1102条第10項に示す者をいう。

第7条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

第8条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

第2章 業務内容

第9条 業務目的

本業務は、離島3火山における「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の緊急ソフト対策において設置予定の緊急監視観測機器（土石流検知センサー、監視カメラ、降灰量計等）について、設置に向けた詳細設計を実施する。

また、「火山噴火緊急減災砂防計画」を用いた危機管理演習を実施し、噴火対応の課題や手続き内容について課題をあきらかにし、迅速な緊急対応の実現に寄与することを目的とする。なお、実施にあたっては、学識経験者や気象庁など関係機関の意見等を踏まえながら実施することとする。

第10条 業務内容

（1）計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握した上で、業務実施にあたっての検討方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

（2）現地調査

緊急ソフト対策の詳細設計及び危機管理演習計画に必要となる現地調査を実施し、現地状況を把握する。

（3）緊急ソフト対策の詳細設計及び関係機関等の調査・調整

離島3火山の火山噴火緊急減災対策砂防計画の緊急ソフト対策で位置づけられている噴火時緊急配置を行う観測機器（土石流検知センサー、監視カメラ、降灰量計等）を設置するため、以下の作業を実施する。

ア 観測機器設置設計

- ・機器構成、システム構成、機器仕様に関する詳細設計
- ・必要電力量算出・電源設備に関する詳細設計・電力会社との調整
- ・データ伝送に関する詳細設計
- ・受信側での監視設備の検討及び詳細設計
- ・機器設置設備（工事図面・数量総括表・工事発注仕様書等）詳細設計
- ・その他工事発注資料作成に必要とされる調査・検討

イ 関係機関等の調査・調整

必要な設備を設置するにあたり、関係機関・土地所有者等の調査・調整を行い、鹿児島県が本観測機器設置に関する承認を得るための補助・資料作成を実施する。

(3) 火山噴火を想定した危機管理演習の検討・実施

口永良部島の火山噴火を想定して、関係機関を対象とした危機管理演習の企画・検討を実施する。

ア 危機管理演習資料の作成

火山噴火緊急減災対策砂防計画の実施内容を踏まえた危機管理の演習を行うため、訓練シナリオ及び訓練形式等について検討を行い、危機管理演習の実施に必要な資料作成を行う。

イ 危機管理演習の運営補助

上記で検討した危機管理演習について、演習の進行管理及び運営補助を行う。なお、演習の場所は、屋久島町で1回開催する予定である。

ウ 危機管理演習のとりまとめ及び課題整理

上記の危機管理演習結果をとりまとめ、演習で得られた課題等の抽出を行い、今後必要な検討項目等整理を行う。

(4) 火山噴火行動計画（案）の作成

上記（3）で実施した危機管理演習結果を踏まえ、今後の火山噴火対応の方針について検討を行い、円滑な対応に向けた行動計画（案）を作成する。

(5) 報告書作成

業務目的を踏まえ、業務の各項目で作成された検討内容や成果等とともに、業務の方法、過程、結論・結果等について取りまとめを行い、報告書を作成する。また、業務の成果概要を説明するための業務概要版を作成する。

- ・電子媒体（CD-R等 正・副 各1枚）
- ・紙媒体（簡易ファイル）2部（参考資料、概要版含む）
- ・その他、監督職員が指示するもの

(6) 打合せ

打合せ協議は、業務開始時、中間時（3回）、成果とりまとめ時の計5回以上を実施する。なお、打合せを行う場合は、管理技術者が立ち会うものとする。

第3章 その他

第11条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

第12条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第3者に知らしめてはならない。

第13条 旅費

本業務における旅費は、現地に最も近い本支店や営業所等が鹿児島市に所在するものとして算出する予定である。

鹿児島市に、本支店や営業所等が所在しない者が受注した場合、調査職員と協議のうえ、必要な区間の旅費について変更の対象とする。

また、「口永良部島の火山噴火を想定して、関係機関を対象とした危機管理演習」については屋久島町で1回開催するものとして旅費を積算する予定であるが、この回数や場所が変更となった場合、及び当県が設置する離島3火山の「火山防災協議会」への出席が必要となった場合は、調査職員と協議のうえ、変更の対象とする。

第14条 電子成果品の作成

- 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）（平成29年3月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本1部、副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- 3 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

第15条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

第16条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。また、技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかつた場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。